

職場へ利用料払う日々

施設運営にも負の連鎖

支援法改正求め
県内障害者り訴訟

の結果、作業所は印刷事業の廃止に追い込まれた。五十嵐さんは辞めていく仲間を、やりきれない思いで見送った。

働くために、なぜ職場に「利用料」を支払う必要があるのか。障害者の自立支援法の改正などを求め、県内の障害者らが起訴した訴訟。原告の一人でさいたま市中央区の五十嵐さん(35)は、将来の不安を抱えながらも「やいたくをした」とは言わないと。人間として最低限の生活ができるようになると希望したい」と訴える。――一面参照。(中島和哉)

(中島和哉)

作業所でデスクワークをする五十嵐良さん。作業をするのにとも、利用料を支払わなければいけない=さいたま市見沼区の就労センター「ためや共同作業所」



◆ 消える月収（福祉サービス）を利用する
五十嵐さんは未熟児で生まれ、三歳の時に脳性まひと診断され、親元を離れ、共同生活を送るようになった。足が不自由で、車いすで生活している。県障害者リハビリテーションセンター（現・県総合リハビリテーションセンター）で職業訓練を受けた後、さいたま市見沼区の就労センター「そめや共同作業所」に通所。印刷業務などを受け持つようになった。
そんな生活が、自立支援法の施行で一変した。同法は障害者が福祉支援費などで手元にはほとんど残れ、三歳の時に脳性まひと診断され、親元を離れ、共同生活を送るよう求めている。五十嵐さんは作業所で働くために、月額七千五百円を支払うことになった。食費も約五千円が自負担となり、作業所から支払われる月一万五千円の工賃（給料）のほとんどは利用料などで消える。今は負担軽減措置で利用料が千五百円にまで下がったが、それでも負担は大きい。工賃以外に月額八万二千円の障害基礎年金が入ってくるが、共同生活所の家賃や生活

◆最低限の生活をしたい
今回、訴訟を起した原告たちが求めているのは「ハイキャップ」があつても人らしく生きる権利一を確立する

「健常者が仕事をするにあ
は利用料など払わないのに、
なぜ障害者はお金を払って働
かなければいけないのか」。
五十嵐さんは理不尽だと感じ
ている。

障害者が増え、まるで「家庭に押し込める」状態になつてゐるといふ。

五十嵐さんは訴える。「みんななりたくて障害者になつて

◆作業所にも影響
同法施行で、同じ作業所に通つ四人が利用料負担に耐えられず、作業所を辞めた。そ

て支援を受けるのに利用料が発生するため、外出を控える障害者が増え、まるで「家庭に押し込める」状態になつてゐるといふ。

五十嵐さんは訴える。「みんな、なりたくて障害者になつたのではない。障害があつても、最低限の生活をするため、国や自治体に改善を求めていきたい」